

令和 3 年度事業計画書・予算書

社会福祉法人 宇治田原むく福社会

令和3年度事業計画

I.はじめに

1) 背景

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行されてから今年で14年が経過します。この間に、障害福祉サービス等の利用者は約120万人と3倍に増加しており、それに伴い障害児者への支援や福祉サービスも年々拡充されています。

障害者総合支援法の施行にあたっては、3年ごと障害福祉サービス等の報酬額の改定を行うこととなっており、本年度は、その改定の年となっており、先般新たな報酬額が発表されたところです。

今回の報酬改定に際しての基本的な考え方として、障害者の高齢化・重度化、精神障害者の増加、また医療的ケア児や発達障害児の増加など、障害児者の多様化するニーズへの対応とサービス利用の中核となる相談支援の質の向上があげられています。

さらに、サービスの質の向上や制度の持続可能性の確保の観点から、エビデンスに基づくメリハリのある報酬体系への転換が求められるとしています。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することが必要であるとしています。

これらの状況を踏まえ、厚生労働省では今回の報酬改定率を、全体で+0.59%と発表しています。本法人の障害福祉サービス事業収入については、全体で昨年度比約+0.57%という見込んでいます。

2) 基本方針

(1) 第1期中期計画の推進

2019年度に策定した中長期計画の第1期中期計画の総括の年と位置付け取り組みを進めます。第1期中期計画では、「法人職員の成長」と「各事業の課題の洗い出しと体制の強化」を目標に取り組みを進めてきました。

具体的には、①法人理念の再確認とその深化を目指す②事業所風土の醸成③職員個々の成長の三点を重点課題として2年が経過したところです。

今年度は、これらの課題の解決に引き続き取り組みを進めるとともに、とりわけ「職員個々の成長」という点に目を向け、学習や研修を充実し計画的に実施することで、高い専門性を身につけ、職員全体の支援能力と質の向上をめざします。

また、これらの課題解決に対するインセンティブとして、2018年度から導入している職員の人事評価制度を有効に運用していくこととします。

(2) 第2期中期計画への準備

2022年からの第2期中期計画の実施に向けて、就労支援事業施設の新設のための施設整備計画及び資金計画、通所事業所の定員増に伴う職員の増員、重度化、高齢化への対応のための体制づくりなどの検討、準備を進めます。

II.事業運営と方針

1) 事業の概要

実施事業種別	事業所名	今年度定員	実利用者数
生活介護	障害福祉サービスセンター 「うじたわら」	26	31
就労継続支援 B 型		14	19
共同生活援助	ケアホームむくの家（男性棟）	10	10
	ケアホームさくらの家(女性棟)	5	5
	グループホームくるみの家	6	6
短期入所	ショートステイむくの家	2	2
	ショートステイくるみの家	2	2
放課後等デイサービス 児童発達支援	児童デイサービス「にじいろ」	10	10
居宅支援事業	らぼらいふ		
相談支援事業	サポートことのは		

2) 職員構成

雇用形態	男	女	合計
常勤職員	15	13	28
契約職員	3		3
非常勤職員	1	7	7
合計	18	21	39

3) 各事業運営方針

(1) 法人本部

法人本部の事務については、事業所の事務担当職員が事務局を担うこととし、理事会、評議員会の運営及び監事の監査事務が円滑に進むよう努める。

会計事務については、会計事務所への業務委託を継続し、毎月1回公認会計士によって会計チェックを実施し、月次報告を適切に実施する。

法人運営全般において、ガバナンスの強化、情報公開及び事業内容の情報発信を積極的に行う。

[具体的取組]

- ① 予算管理の適正化
- ② ホームページを活用した情報公開

(2) 生活介護事業

利用者の高齢化、重度化への対応、また自閉症スペクトラムや精神障害など、障害特性の多様化への対応、また、新型コロナウイルスの感染対策として、利用者の活動場所を分散することを目的に、現在の3グループを4グループに編成する。

そのうち、一グループは、今年度より無償貸与いただくことになった宇治田原町の旧子育て支援センターの建物で活動することとする。

[具体的取組]

- ① 利用者の日中活動グループを障害特性に応じた編成に見直しを行う。
- ② 新型コロナウイルスの感染防止対策を強化、徹底する。
- ③ 各グループの支援の専門性を高める。

(3) 就労継続支援B型事業

農福連携事業をもとに、企業や地域との連携を強化し、農作業班の事業拡大を図り、利用者工賃のアップを目指す。

[具体的取組]

- ① 農作物の圃場を拡大し、野菜の生産量を上げる。
- ② 野菜の通信販売の開始に向けて、作業場を新設する。
- ③ 利用者の農作業の技術を高め、安心、安全な野菜作りを目指す。

(4) 共同生活援助事業

障害のある人たちの暮らしの場として、安心して安全な生活環境を提供することを重視するとともに、その能力に応じて、生活能力が向上し、その人なりに主体的に生活できるような支援を目指す。

[具体的取組]

- ① ホーム内の清掃を徹底し、清潔な住環境の保全に努める
- ② 新型コロナウイルスの感染防止対策を強化、徹底する。
- ③ 高齢化した利用者に対して、改めてモニタリングを行い、必要な支援の見直しを行う。
- ④ 職員の介護技術の向上に努める。

(5) 短期入所事業

各グループホームの短期入所を有効に活用するため、緊急の受け入れをもとより、通所利用者の自立訓練のための利用を促進する。

但し、緊急の受け入れについては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、PCR 検査を義務付ける。

[具体的取組]

- ① 利用調整等の事務を迅速に行うことにより、利用の効率性を上げる。
- ② 通所利用者の自立訓練を目的にした利用を計画的に実施する。

(6) 居宅介護事業

ホームヘルプサービス・移動支援・行動援護などのサービスを引き続き継続して実施する。また、従業者の確保に努めるとともに、現従業者の支援能力の向上を目指す。

[具体的取組]

- ① 従業者の研修を計画的に実施する。
- ② 喀痰吸引や、強度行動障害養成研修の受講など、職員の介助能力の向上に努める

(7) 放課後等デイサービス・児童発達支援事業

利用を希望する児童の増加に伴い、人員の確保と、定員増を検討する。

利用児童の発達段階を見極め、適切な療育に努めるとともに、職員の研修を計画的に行い支援の専門性を高めるよう努める。

また、障害児童への地域での理解を進めるため、自立支援協議会に積極的に参画する。

[具体的取組]

- ① 児童のアセスメントを適時実施し、個々人に適切な療育プログラムを提供できるよう努める。
- ② 個別療育と集団療育を組み合わせることで、児童の成長や発達を支援する。
- ③ 自立支援協議会に参画し、情報を共有することで、障害児童への理解を推進する。

(8) 日中一時支援事業

法人の公益事業としての位置づけ引き続き実施する。

[具体的取組]

- ① 留守家庭の障害児童の放課後及び休日の預かり支援を行う。
- ② 障害児者の、緊急的な一時預かりとして実施する。

(9) 相談支援事業

宇治田原町の「地域自立支援協議会」積極的に参画し、地域の関係機関のネットワークづくりに努める。

[具体的取組]

- ① 相談支援専門員資格取得研修への職員派遣を行い、相談支援専門員の増員を図る。
- ② 的確なアセスメントの実施と、利用者本人の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場にたったサービス等利用計画の作成に努める。
- ③ 地域のネットワークづくりを強化し、地域の障害者の相談窓口としての機能の強化を図る。

4) その他の事業運営方針

(1) 職員人事

法人職員の人事・労務管理を適正に実施するため、社会保険労務士との委託契約を継続し、必要な事務を遅滞なく進めるよう努める。

職員の採用については、今年度は新卒者1名を採用し、必要な人員基準を確保する。

また、職員の資質向上や職務意欲の向上を図れるよう、適切な人事評価制度の運用に努める。

(2) 職員研修計画

職員の職責・階層ごとの研修を計画的に実施し、職員の資質向上を図る。

また、自主的な学習会の奨励や資格取得に対する助成などを行い、職員の支援能力や専門性の向上を図る。

とりわけ、若い職員に対しては、障害者分野の専門性を高めることを目標に、基礎的な学習を計画的に実施していく。

(3) 年間行事計画

新型コロナウイルスの感染が、未だ収束の見通しがつかないため、今年度については、例年行っていた宿泊学習をはじめ、集団での外出、外食を伴う行事は実施しない。地域の行事へ参加についても、人との接触が多くなることが懸念されるため、今年度一杯は参加を見送ることとする。

(4) 災害防止

昨今の異常気象による甚大な災害の状況を踏まえ、日ごろからの防災意識を高めるとともに災害における緊急体制の強化を図る。

非常災害対策計画の作成に取り組み、これに基づく「避難確保計画」の作成を行うとともに「消防計画」の見直しを実施する。

これら計画を確実に実行するため、職員の職務分掌に防災委員会を設置し、避難訓練や消防訓練を定期的実施する。

(5) 施設管理

施設建設後、15年以上経過し、電気設備等の経年劣化が予想されるため、毎年修繕箇所の総点検を行い、必要な修繕を計画的に実施していく。日常的には、日々の設備点検、安全確認を怠らないよう心掛け、事故や火災防止に努める。

(6) 利用者の健康管理

新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せないことから、利用者の毎日の健康観察については、引き続き感染防止の観点から、検温、うがい、手指の消毒などを徹底して行うこととする。また、別に感染防止対策マニュアルを作成し、感染防止を徹底する。

日常的場健康管理については、月に一度嘱託契約医による訪問診療を引き続き実施し、年に一回健康診断（血液検査・エックス線など）を実施する。